

## 埼玉県立特別支援学校医療的ケア体制充実事業 (通学支援)

埼玉県教育委員会

県立特別支援学校に通学する医療的ケア児が、タクシー等（介護タクシー含む）を利用して通学する際の経済的支援事業です。子供の自立、保護者の負担軽減を図ります。



### 【特別支援学校とは】

◇特別支援学校では、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準じた教育を行うとともに、障害の状態に応じた教育を行っています。視覚障害、聴覚障害、病弱、肢体不自由、知的障害の学校があります。

### 【医療的ケア児とは】

◇経管栄養注入や痰の吸引などの医療行為が日常的に必要な子ども。

特別支援学校にも約230人が通学しています。

多くの場合は、保護者が学校まで送迎しています。

①保護者が看護師、タクシー等を手配（利用回数を相談）

②看護師が所属する事業所と県教育委員会で契約

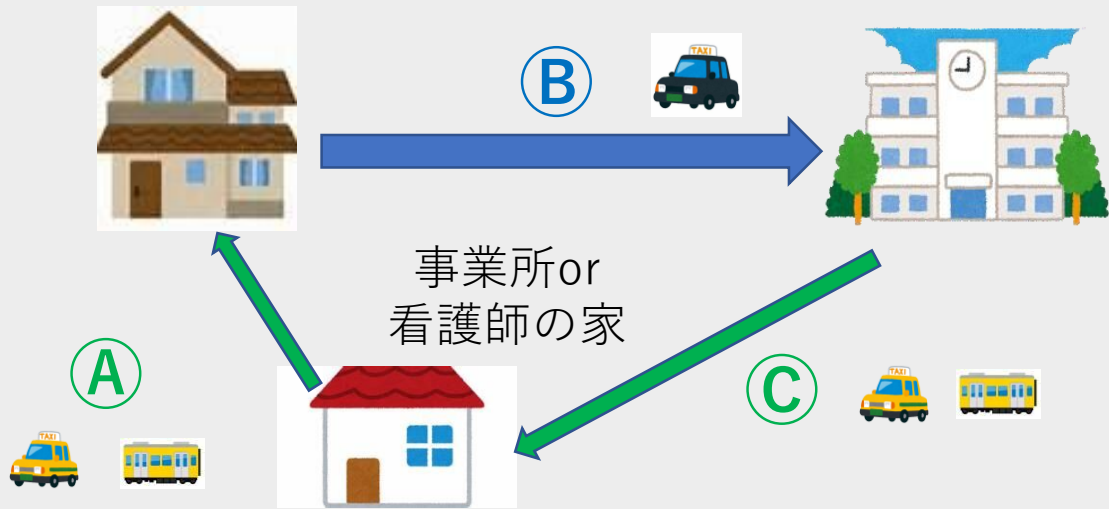
③試乗を行い、医療的ケアの引継ぎと経路の確認

④保護者の付き添いなしで通学


# タクシーを利用する場面例

A君の家

学校



- ① 看護師が移動するとき
- ② 医療的ケア児が学校へ行くとき（医療的ケア児と看護師がタクシーに乗ります）
- ③ 看護師が移動するとき



姉の参観や保護者会といった用事がある時に時間に余裕をもって参加できます。

家事など家のことに時間を使えるようになります。また、仕事をすることも検討できます。

事業の詳細は、ホームページでも確認できます。

埼玉県立特別支援学校医療的ケア体制充実事業（通学支援）  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2212/tokukyouseidotorikumi/iryoutekikea.html>

検索

お問い合わせ先

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課特別支援学校教育指導担当



048-830-6886



a6880-03@pref.saitama.lg.jp

## 埼玉県立特別支援学校医療的ケア体制充実事業 (通学支援)

埼玉県教育委員会

スクールバスを利用できない医療的ケア児が福祉タクシー等を利用する場合に、同乗する看護師の費用を県が支援

※福祉タクシー等の費用は、別途支援されます。(就学奨励費)



①保護者が看護師、福祉タクシー等を手配（利用回数を相談）

②看護師が所属する事業所と県教育委員会で契約

③試乗を行い、医療的ケアの引継ぎと経路の確認

④保護者の付き添いなしで通学

### 【実施する医療的ケア】

- ◇ 吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内）
- ◇ 気管カニューレ・エアウェイの管理 など

母子分離  
保護者の負担  
軽減



看護師の交通費は事業所が負担するの？

看護師の人件費はいくらになるの？



「①+②+③」が90分であれば人件費は10,000円を目安。  
「①+②+③」が90分を超えるのであれば、要相談。例) 120分、人件費15,000円など  
看護師の交通費は、別途県教育委員会が負担。

姉の参観や保護者会といった用事がある時に時間に余裕をもって参加できます。

家事など家のことに時間を使えるようになります。また、仕事をすることも検討できます。

事業の詳細は、ホームページでも確認できます。

埼玉県立特別支援学校医療的ケア体制充実事業（通学支援）  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2212/tokukyouseidotorikumi/iryoutekikea.html>

検索

お問い合わせ先

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課特別支援学校教育指導担当



048-830-6886

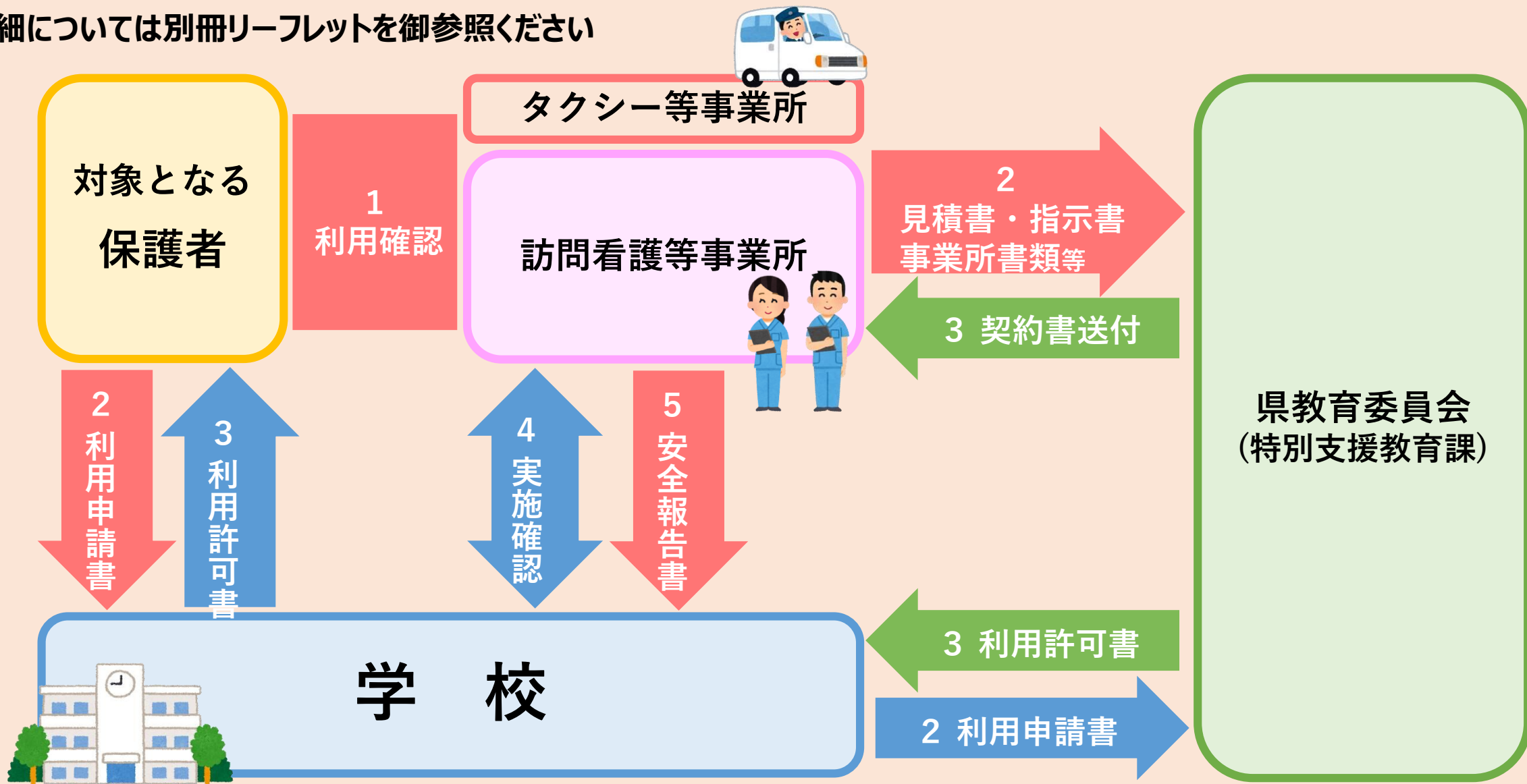


a6880-03@pref.saitama.lg.jp

# 通学支援手続きの流れフローチャート【簡易版】

令和6年2月  
埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課

詳細については別冊リーフレットを御参照ください





# 埼玉県立特別支援学校

## 医療的ケア体制充実事業（通学支援）

令和6年2月

# － 目 次 －

1. 通学支援の概要
2. 利用開始の準備
3. 利用開始【登校時】
4. 利用開始【下校時】
5. 看護師、福祉タクシー等の対応内容
6. Q & A



# 1. 通学支援の概要

埼玉県立特別支援学校に在籍する幼児児童生徒（以下「児童等」という。）の通学（登下校）に際して、スクールバスを利用できない医療的ケア児が福祉タクシー等を利用する場合に、同乗する看護師の費用を県が支援します。

## ■ 対象者

- ① スクールバス乗車中に医療的ケアが必要なため、通学時にスクールバスが利用できない児童等
- ② 福祉タクシー等の乗車中に必要な医療的ケアは、学校で承認を受けた範囲のものであり、主治医から訪問看護事業所等と学校に指示（指示書）が出ている児童等
- ③ 体調が安定しており、定期的に登校することができる児童等

## ■ 実施する医療的ケア

- ◇ 吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内）
- ◇ 酸素療法
- ◇ 気管カニューレ・エアウェイの管理
- ◇ 人工呼吸器管理
- ◇ 経管栄養（経鼻胃管、胃ろう、腸ろう）
- ◇ その他学校が認めたもの
- ◇ 薬液吸入・水分吸収

## ■ 利用回数

- ◇ 利用希望回数を基に、利用希望者の状況を見ながら決定します。
- ◇ 試走も利用回数に含まれます。



## 2. 利用開始手続きの流れ

内諾を取るまで	①	保護者は、通学支援の対象となるか学校に確認します。学校は、対象の可否を保護者に伝えます。
	②	保護者は、お子様の医療的ケアを実施できて、福祉タクシー等に同乗できる看護師が所属している事業所（訪問看護事業所、放課後等デイサービス等）を探します。事業所用資料を学校から受け取り、事業者にお渡しください。また、福祉タクシー等を手配します。
	③	保護者は、事業所（看護師と福祉タクシー等）から内諾を得ます。 ※利用希望日、利用時間、医療的ケアの内容、キャンセル時の連絡方法、緊急時の連絡方法についても相談します。
手続き	④	保護者が、学校に利用申請書（様式第1号）を提出します。学校は利用申請書を確認し、意見書（様式第2号）と併せて県教育委員会へ提出します。福祉タクシー等にかかる費用の就学奨励費での対応を希望する場合は、「福祉タクシー等利用申請書」を学校に提出します。※必要に応じて「タクシー等代金委任状」も学校に提出します。
	⑤	保護者は、主治医から指示書もらいます。※指示書に係る費用は保護者負担となります。
	⑥	保護者は、訪問看護事業所等に主治医からの指示書を提出します。
	⑦	事業所は、主治医からの指示書の写しと見積書（参考様式6）を県教育委員会に提出します。
	⑧	県教育委員会は、事業所と契約を締結し、学校に許可書（様式第3号）を送付します。
	⑨	学校は、保護者に許可書（様式第3号）を渡します。
利用開始	⑩	医療的ケアの引継ぎ、安全確認のため、保護者と事業者で試乗します。 ※保護者の車による試乗も可とします。また、試乗の回数は、事業者と保護者とが十分に協議の上決めてください。 ※保護者と事業所で医療的ケアの実施が可能な駐車場所の確認をします。 ※登下校時のお子様の引継ぎ方法について、保護者、看護師、学校の三者で確認してください。 ※訪問看護事業所は、お子様ごとのマニュアルを作成します。
	⑪	学校、保護者、事業所で登下校時の引継ぎ方法や校内駐車場所、連絡体制等を確認します。




	保護者	訪問看護事業所等	学校	県教育委員会
①	通学支援の対象か学校に確認する		通学支援の対象かどうか、管理職から保護者へ回答する	学校からの相談に対して助言する
②	利用申請書（様式第1号）と事業所用資料を学校からもらい事業所を探し、資料を事業所に渡す 福祉タクシー等を手配する	事業所用資料を確認する	利用申請書（様式第1号）と事業所用資料を保護者へ渡す	
③	事業所（看護師と福祉タクシー等）から内諾をもらう	保護者に内諾する		
④	学校に利用申請書（様式第1号）を提出する 福祉タクシー等利用申請書とタクシー等代金委任状を学校に提出する		保護者から利用申請書（様式第1号）を受け取る。 意見書（様式第3号）を作成し、利用申請書（様式第1号）と併せて県教育委員会に提出する	学校から、利用申請書（様式第1号）と意見書（様式第2号）を受け取る
⑤	主治医からの指示書をもらう			
⑥	主治医からの指示書を事業所に渡す	保護者から指示書を受け取る		
⑦		主治医からの指示書の写しと、見積書（参考様式6）、事業所の認可証等の写しを県教育委員会へ提出する	福祉タクシー等利用申請書等を確認し、福祉タクシーの利用を許可する ⑦以前の提出も可	事業所から、主治医からの指示書の写しと、見積書（参考様式6）、事業所の認可証等の写しを受け取る
⑧		県教育委員会と契約する		申請書等を確認し、事業所と契約し学校に許可書（様式第3号）を送付する
⑨	学校から許可書（様式第3号）を受け取る		保護者に許可書（様式第3号）を渡す	事業所に参考資料を送付する
⑩	医療的ケアの引継ぎ、安全確認のための試乗を実施する	医療的ケアの引継ぎ、安全確認のための試乗結果を学校に報告（様式第4号）し、対象者ごとのマニュアルを作成する	試乗実施に向け、保護者や事業所の相談に応じる 安全確認の報告（様式第4号）を県へ提出する	学校から、安全確認の報告（様式第4号）を受け取る
⑪	事業開始に向け、学校と事業所と連絡体制等を確認する	事業開始に向け、保護者と学校と連絡体制等を確認する	事業開始に向け、保護者と事業所と連絡体制等を確認する	



### 3. 利用開始【登校時】



	保護者	県と契約している 訪問看護事業所等	福祉タクシー等	学校
事前	① 利用申請に基づき、県と契約した訪問看護事業所に看護師の予約をする	保護者からの依頼を受ける 	保護者は、訪問看護事業所等と福祉タクシー等事業者と調整の上、待ち合わせ場所を決定してください。	
	② 福祉タクシー等の事業者に配車の予約をする 料金の支払い方法を確認する		保護者からの依頼を受ける 料金の支払い方法を確認する	
	③ 当日の待ち合わせ場所（自宅又は自宅付近等）や運行ルートを確認する、学校に利用日を伝える ※福祉タクシー等事業者から医療機器等のレンタル料は保護者負担			保護者から利用日の報告を受け、校内で共有する
	④ 必要物品等の持ち物について確認する ※持ち物の取扱いについて事前に要確認（物品は保護者が用意）			
当日	⑤ 当日の子供の健康状態を共有し、保護者から看護師に子供を引き渡す		子供と看護師を学校まで送迎する	福祉タクシー等の受け入れ体制を整える
	⑥ 緊急時に連絡を取れる体制を整える	必要に応じて医療的ケアを実施する 乗車記録シートを作成する	医療的ケアの実施の際には、車両を安全な場所に停車させる	
	⑦	学校に到着後、子供を学校に引き渡す	子供と看護師を降ろし、回送する	看護師から子供を引き受け、健康状態を確認し、乗車記録シートにサインする
	⑧	事業所又は訪問宅等に移動する	支払方法が請求書払いの場合、請求書を学校の事務室に提出する。	

## 4. 利用開始【下校時】



	保護者	県と契約している 訪問看護事業所等	福祉タクシー等	学校
事前	① 利用申請に基づき、県と契約した訪問看護事業所に看護師の予約をする	保護者からの依頼を受ける 		
	② 福祉タクシー等の事業者配車の予約をする 料金の支払い方法を確認する		保護者からの依頼を受ける 料金の支払い方法を確認する	
	③ 運行ルートを確認する、学校に利用日を伝える ※福祉タクシー等事業者から医療機器等のレンタル料は保護者負担			保護者から利用日の報告を受け、校内で共有する
	④ 必要物品等の持ち物について確認する ※持ち物の取扱いについて事前に要確認			
当日	⑤ 緊急時に連絡を取れる体制を整える	学校から子供を引き受け、健康状態を確認する	子供と看護師を自宅まで送迎する	福祉タクシー等の受け入れ体制を整える
	⑥	必要に応じて医療的ケアを実施する 乗車記録シートを作成する	医療的ケアの実施の際には、車両を安全な場所に停車させる	緊急時に連絡を取れる体制を整える
	⑦ 看護師から子供を引き受け、健康状態を確認する		子供と看護師を降ろし、回送する	
	⑧ 看護師から子供を引き受けるとともに、健康状態を引継ぎ、乗車記録シートにサインする	自宅に到着後、子供を保護者に引き渡す		



## 5. 看護師、福祉タクシー等の対応内容



訪問看護事業所等	場所	対応	備考
	自宅 又は学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 予定時刻に対象児童生徒の自宅又は学校に集合（乗車前）</li> <li>■ 保護者又は学校からの引継ぎ（乗車前）</li> <li>■ 健康状態等の確認（乗車前）</li> <li>■ 保護者又は学校への引継ぎ（降車後）</li> </ul> <p>※保護者又は学校は、看護師等が到着する前に、児童生徒の健康観察等（バイタルチェック・全身状態の確認、医療機器の確認）、車いす等への移乗等をすべて終え、車両の乗り込みが可能な状況にしてください。</p> <p>※車両乗車前の医療的ケアの実施状況の確認等を必ず看護師に引き継いでください。</p> <p>※健康状態等の確認の結果、安全に登下校できないと判断するときは、通学支援を中止する場合があります。</p>	<p>[引継ぎ方法]</p> <p>（乗車前） 保護者又は学校から引継ぎ事項を聞き取り、乗車記録シートを記入します。</p> <p>（降車後） 看護師等は乗車記録シートに引継ぎ事項を記入し、保護者又は学校はその内容を確認します。</p>
	車内	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 児童生徒等の健康状態の観察等（乗車中）</li> <li>■ 医療的ケアの実施（乗車中）※医療的ケアが必要な場合</li> <li>■ 緊急時の119番通報等の対応（乗車中）</li> </ul> <p>※乗車中に、喀痰吸引等の医療的ケアが必要となった場合は車両を安全な場所に停車させ、医療的ケアを実施します。</p> <p>※状態が安定したことを確認し、乗車記録シートに記録します。</p>	<p>医療的ケアに必要な医療機器、器具、消耗品などは保護者が準備してください。</p> <p>※毎月、乗車記録シートを県に提出します。</p>

福祉タクシー等	場所	対応	備考
	自宅 又は学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 乗降車時の介助</li> <li>■ 車いすの固定</li> </ul>	<p>事前に確認した場所に配車します。</p>
	車内	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 安全な運行</li> <li>■ 緊急時の119番通報等の対応</li> </ul> <p>※医療的ケアを実施するときは、速やかに安全な場所に停車してください。</p>	<p>事前に確認した運行ルートを走行します。</p>

## 6. Q&A



通学支援全般について	Q 本事業を利用するには、どの事業所等に相談すればよいですか。	A 安全に安心して医療的ケアを受けられるよう、まずは普段から利用している訪問看護事業所等や福祉タクシー等事業者にご相談ください。
	Q 訪問看護事業所等や福祉タクシー等事業者を利用したことがない場合は、どこに相談すればよいですか。	A 本事業に協力いただける訪問看護事業所や福祉タクシー事業者の名簿を参考にしてください。（HPで閲覧可能） また、地域の相談事業所等にも御相談してみてください。
	Q 放課後等デイサービスの看護師が同乗することもできますか。	A 可能です。実際に同乗していただけるかどうかは、放課後等デイサービスにご相談ください。
	Q 福祉タクシーではなく、一般のタクシーを利用することはできますか。	A 可能です。一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定を含む）として、国土交通大臣の許可を受けている事業者であれば問題ありません。なお、乗車中の姿勢保持については、十分確認してください。
	Q 看護師等は同乗しないで、保護者の同乗しか考えていませんが、その場合も申請が必要ですか？	A 本事業に申請いただく必要はありませんが、就学奨励費の対象となりますので、学校に福祉タクシー利用申請書を提出いただき、タクシー等の利用許可をもらう必要があります。
	Q 訪問看護事業所等を複数利用したい場合はどうすればよいですか。	A 各訪問看護事業所等と県で契約をする必要がありますので、事業所毎に申請手続きをしてください。
	Q 学校の看護師に同乗をお願いすることはできますか。	A 学校に所属する看護師として依頼することはできません。
	Q これまで車両で移動したことがありませんが、本事業を利用することはできますか。	A 利用可能です。ただし、主治医や学校医、学校と相談するなど、慎重に判断してください。
	Q 事業について、うまく事業所に説明できない時、代わりに説明してもらうことは出ますか。	A 学校を通じて、特別支援教育課へご相談ください。特別支援教育課から直接事業所に説明します。

Q 本事業を利用するにあたり、特別支援教育就学奨励費の申請は必要ですか。	A 特別支援教育就学奨励費の申請がない場合、福祉タクシー等の利用に係る費用は保護者負担となりますので、必ず申請してください。
Q 試走をしないで本事業を利用することはできますか。	A できません。安全確認のため試走は必ず行ってください。
Q 試走時の看護師等の費用は誰が負担するのですか。また、自家用自動車での試走は可能ですか。	A 試走時の看護師等の費用は県で負担します。また、自家用自動車での試走も可能ですが、安全を確認する意味で福祉タクシー等による試走を推奨します。
Q 福祉タクシー等のキャンセル料以外に保護者が負担する費用はありますか。	A 主治医からの指示書・意見書に係る費用は保護者負担となります。本事業は、同乗する看護師等に係る費用が対象です。

手続きについて	Q 主治医の指示書は必須ですか。	A 指示書は必ず提出ください。なお、放課後等デイサービス等の利用時に当該事業所に提出している指示書に送迎が含まれている場合は、その指示書を本事業に準用することができます。
	Q 指示書の宛名はどうすればよいですか。	A 車内で医療的ケアを実施する事業所等です。なお、送迎車両内の医療的ケアであることを明確にしてください。
	Q 登校の実績があまりないのですが、利用日数はどのように申請すればよいですか。	A これまでの登校実績を踏まえ、事業所と対応可能な日数を相談し、申請してください。
	Q 試走は何回行えばよいのですか。	A 保護者及び看護師等の双方が安全に送迎できると判断されるまで実施してください。
	Q 試乗には必ず保護者が同乗しなければなりませんか。	A 医療的ケアの引継ぎや安全確認のため、試走には必ず保護者が同乗してください。
	Q 試乗後、保護者は、どのように帰宅すればよいですか。そのときの費用はどうなりますか。	A 公共交通機関等を利用してお帰りください。なお、交通費は付添人経費として、特別支援教育就学奨励費をご活用ください。

利用について	Q 通学の途中で病院に寄ることはできますか。また、本事業を利用して放課後等デイサービスに送ることはできますか。	A できません。本事業の送迎範囲は、原則として自宅と学校間です。
	Q 看護師等が同乗しているときに、保護者も同乗してよいのでしょうか。	A 本事業の趣旨から保護者の同乗は想定しておりませんが、乗車を否定するものではありません。
	Q 福祉タクシー等の支払いはどのように行うのですか。	A 福祉タクシー等の支払い方法は、利用開始前に必ず福祉タクシー等事業者を確認してください。降車時に現金等で支払うケース、請求書に基づき学校から福祉タクシー等事業者に直接支払うケースを想定しています。
	Q 校外学習で利用することはできますか。	A 個別に判断しますので、学校にご相談ください。
	Q 許可のあった日数を超えて利用することはできますか。	A できません。許可日数を超えることが見込まれる場合は、まずは、学校に相談してください。
	Q 1学期の利用が許可日数未満でしたが、2学期に持ち越して利用することはできますか。	A できません。利用期間ごとに申請が必要です。
	Q 下校時に利用する予定でしたが、体調不良により早退することになりました。この場合も本事業を利用できますか。	A 体調が安定していない場合には本事業を利用することはできません。このような場合は、保護者に学校まで迎えに来ていただくこととなりますのでご理解ください。
	Q キャンセルする場合は、どのように対応すればよいですか。	A キャンセルすることが決定した時点で、速やかに保護者から各事業所等に連絡してください。
	Q キャンセルに係る料金は誰が負担するのですか。	A 看護師等のキャンセル料は県で負担することができますが、福祉タクシー等のキャンセル料は保護者負担となります。
	Q キャンセルした場合、利用回数に含まれますか。	A キャンセル料が発生した場合は、利用回数に含まれます。

事業について、ホームページでも確認できます。

埼玉県立特別支援学校医療的ケア体制充実事業（通学支援）  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2212/tokukyouseidotorikumi/iryoutekikea.html>

検索

お問い合わせ先

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課特別支援学校教育指導担当



048-830-6886



## こども部会 企画シート

資料 3

背景 ・ 課題等	<p><u>障害児福祉サービスの利用者の増加</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度が周知されてきている。</li> <li>・療育を使い続けて、卒業（終わり）がない。</li> <li>・課題感のある子どもの幼稚園や小学校の受入れが難しくなっている現状。</li> <li>・制度を知ってもらうことやその制度の現状を知ってもらうことが必要である。</li> </ul> <p><u>周りの大人の対応や知識の不足</u></p> <p>・幼稚園・保育園・学校に通っているグレーゾーンの子どもで、先生方の対応や配慮や声掛けによっては、きつとうまくやっていけるのだろうと思う子がいる。ただ、先生方がどう対応をしたらいいか分からなくて困っているというのも見られるので、障害児の対応・支援とはといった感じの学べる場が必要なのではないか。</p> <p><u>こども基本法の施行（令和5年4月から）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課題感のある子どもへの配慮が必要になってくる。</li> </ul> <p><u>インクルーシブ保育・教育</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排除しないこと</li> </ul>
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で共に生きる社会への実現を目指し、地域の課題を共有する。</li> <li>・障害児福祉の分野で起きている現状を理解してもらう。</li> <li>・障害福祉関係者に障害児支援に対する正しい理解を深めてもらう。</li> </ul>
対象者	子どもの支援に関わる者（保育士、幼稚園教諭、教師等）
日時 ・ 場所	令和6年7月3日（水） 午前10時から正午まで（予定） 中央公民館・コミュニティーセンター3階ホール
内容 （テーマ） （協力者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立教大学 現代心理学部 学部長 大石 幸二氏による講演</li> <li>・朝霞市の障害児支援の状況の報告</li> </ul> <p>司 会：</p> <p>報告者：</p>



# 朝霞市障害児等療育支援事業 「アサカツ」 (児発) 開催のお知らせ

朝霞市 児童発達支援センター

師走の候、貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

この度、朝霞市からの業務委託を受け、地域における障害児の支援体制の強化を図り、児童発達支援センター元気キッズチルズが中心となって、朝霞における療育支援の繋がりを目指す、朝霞市障害児等療育支援事業「アサカツ(児発)」(あさかつながり)を実施することとなりました。つきましては、令和6年1月23日(火)、初回の顔合わせ会を開催いたします。皆様、何卒ご参加くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。なお、出欠の確認をさせていただきますので、以下の出欠の確認及びアンケートをメールにて元気キッズチルズまでお送りくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 第一回 朝霞市「アサカツ」 (児発)

- 日時 令和6年1月23日 15:00～17:00頃
- 場所 児童発達支援センター元気キッズチルズ  
(朝霞市浜崎79-1)  
・徒歩：朝霞台駅から20分(わくわくどーむ近く)  
・バス：市内巡回バス 宮戸線・根岸台線およそ8分わくわくどーむ下車徒歩3分  
・駐車場もございますので、自家用車での来所も可能ですが、台数に限りがございますので可能な限り1事業所につき1台でお越しく下さい。
- 参加者 朝霞市障害福祉課  
朝霞市内の児童発達支援事業所
- 連絡先 **メール [genkikids.chils1@gmail.com](mailto:genkikids.chils1@gmail.com)**  
TEL 048-260-6312 (児童発達支援センター元気キッズチルズ)  
FAX 048-260-6316
- 持ち物 それぞれの事業所のパンフレット(25部) (各事業所に配布させていただきたいと思っております。)  
必要な方は飲み物など
- 担当者 児童発達支援センター元気キッズチルズ 石井

### 【メールにご記入頂きたい内容】

- ①・事業所名
- ②・第一回朝霞市「アサカツ」(児発)に参加するか、参加しないか。  
・何名で参加するか?  
・不参加の場合、その理由をご記入ください。
- ③・参加者全員のフルネーム(ふりがな)をご記入ください。
- ④・当日の交通手段(自家用車・自転車・公共の交通機関)

**※メールでのご回答をお願い申し上げます。**

**[genkikids.chils1@gmail.com](mailto:genkikids.chils1@gmail.com)**

※チルズからのメールの返信をもって受付完了とさせていただきます。

# 朝霞市障害児等療育支援事業 「アサカツ」(ホウデイ)開催のお知らせ

朝霞市 児童発達支援センター

師走の候、貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

この度、朝霞市からの業務委託を受け、地域における障害児の支援体制の強化を図り、児童発達支援センター元気キッズチルズが中心となって、朝霞における療育支援の繋がりを目指す、朝霞市障害児等療育支援事業「アサカツ(ホウデイ)」(あさかつながり)を実施することとなりました。つきましては、令和6年1月23日(火)、初回の顔合わせ会を開催いたします。皆様、何卒ご参加くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。なお、出欠の確認をさせていただきますので、以下の出欠の確認及びアンケートをメールにて元気キッズチルズまでお送りくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 第一回 朝霞市「アサカツ」(ホウデイ)

- 日時 令和6年1月23日 10:00~12:00頃
- 場所 児童発達支援センター元気キッズチルズ  
(朝霞市浜崎79-1)  
・徒歩：朝霞台駅から20分(わくわくドーム近く)  
・バス：市内巡回バス 宮戸線・根岸台線およそ8分わくわくどーむ下車徒歩3分  
・駐車場もございますので、自家用車での来所も可能ですが、台数に限りがございますので可能な限り1事業所につき1台でお越しく下さい。
- 参加者 朝霞市障害福祉課  
朝霞市内の放課後等デイサービス
- 連絡先 **メール [genkikids.chils1@gmail.com](mailto:genkikids.chils1@gmail.com)**  
TEL 048-260-6312 (児童発達支援センター元気キッズチルズ)  
FAX 048-260-6316
- 持ち物 それぞれの事業所のパンフレット(30部) (各事業所に配布させていただきたいと思います。)  
必要な方は飲み物など
- 担当者 児童発達支援センター元気キッズチルズ 長濱

### 【メールにご記入頂きたい内容】

- ①・事業所名
- ②・第一回朝霞市「アサカツ」(ホウデイ)に参加するか、参加しないか。  
・何名で参加するか?  
・不参加の場合、その理由をご記入ください。
- ③・参加者全員のフルネーム(ふりがな)をご記入ください。
- ④・当日の交通手段(自家用車・自転車・公共の交通機関)

**※メールでのご回答をお願い申し上げます。**

**[genkikids.chils1@gmail.com](mailto:genkikids.chils1@gmail.com)**

※チルズからのメールの返信をもって受付完了とさせていただきます。



朝障発第1863号  
令和5年10月10日

各関係機関 様

朝霞市障害福祉課長

### 朝霞市障害児等療育支援事業の実施について（お知らせ）

日頃より、障害福祉施策へのご理解とご協力をいただきありがとうございます。

令和5年10月1日より、地域における障害児の支援体制の強化を図るため、朝霞市障害児等療育支援事業を実施することとなりました。なお、本事業は業務委託することとし、事業の委託先及び概要等については、下記のとおりとなります。

本事業の実施にあたりましては、各関係機関の皆様のご協力が不可欠なものとなります。お忙しいところ恐縮ではございますが、障害児支援体制の強化のため、ご協力くださいますようお願いいたします。

### 記

#### 【委託先】

株式会社SHUHARI 児童発達支援センター 元気キッズチルズ  
(所在地：朝霞市大字浜崎79-1)

#### 【事業概要】

##### 1 質の向上・人材養成

保育所や放課後児童クラブ等、障害児通所支援事業所、障害児入所支援施設、障害者支援施設または障害福祉サービス事業所に対して障害児支援に関わる助言・指導等を実施するための人材の養成等に取り組む。

##### ① 支援マニュアル等の作成

人材養成等（支援技術の指導、研修、マニュアル作成、関係機関のネットワーク構築等）に取り組む。

##### ② 啓発・周知

発達に関する啓発及び事業内容に関する周知パンフレットの作成等に取り組む。

##### ③ 外部研修参加

積極的に外部研修に参加し、様々な障害の種別や障害の特性に対応した専門的かつ適切な支援等を実施できるよう体制整備を図るとともに、適切な支援を行うことが困難な事例に対応できるようにする。

##### 2 地域における障害児支援の質の向上

##### ① スーパーバイズ・コンサルテーションの実施

(ア) ネットワーク構築を視野に入れて、児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所を訪問等し、施設の特徴や困りごとの相談を受け、支援技術の向上等を視野に実態把握を行う。

(イ) スーパーバイズ機能を活かし、関係機関と協力する。

② 巡回支援事業（地域のインクルージョンの推進）

インクルージョン推進の意義や保育所等訪問支援、事業所における移行支援の目的・内容の説明等を行うことにより、地域におけるインクルージョンについての啓蒙活動を行う。障害児の通う放課後児童クラブに対する巡回支援を行い、障害児への支援力の向上を図り、インクルージョンの推進を図る。

③ “気になる段階”への個別相談支援（障害が疑われる子ども等、ハイリスクな子どもと家族のサポート）

発達が気になる子どもや虐待が疑われる子ども等と家族へ、電話及び来所による個別相談支援を行い、子どもの「育ち」の支援に向けた療育を行う。

また、ピアサポーターやペアレントメンター等の活用や、親の会との連携等により、親同士のつながりをつくる取り組み、仲間づくりの取り組みを進める。

④ 地域の体制づくり支援（地域の事業所等への研修等の実施）

地域の関係者や母子保健事業等の従事者を対象に、障害児支援に関する専門的な研修や勉強会を定期的に開催する。

3 医療的ケア児支援連携強化事業

医療的ケア児コーディネーターが①あるいは②の業務を遂行するための調整等を行う。

① 医療的ケア児の災害時個別支援計画の作成

医療的ケア児等コーディネーターが、医療的ケア児の災害時個別支援計画を作成する。

② 就学時における関係機関との連携

医療的ケア児等コーディネーターが、関係機関と連携を図り、医療的ケア児に対して就学を見据えた支援を行う。

<お問い合わせ>

朝霞市障害福祉課障害福祉係

担当：渡邊、下池、芦田

直通 048-463-1598

内線 2648、2653